

論点と検討の方向性（第3回検討会時点案）

〔今後の変動予測調査と予防対策の促進に向けた論点〕

重要インフラの緊急点検をふまえ、令和元年度末には大規模盛土造成地マップの公表率が100%になる見込みである一方、第二次スクリーニングが完了しているのはわずか4%の自治体という現状のままでは、住民にとって自らの宅地が安全なものかどうか分らず、国民の安心を確保できないおそれがある。そのため、まずは、マップで明らかになった盛土造成地についての第二次スクリーニングの実施を促進するために必要な取組をはじめとした、宅地の安全性確保に向けた多様な取組を実施することなどにより、対策を加速化させるべきではないか。

〔課題と対応の方向性（案）〕

課題	対応の方向性（案）
○実務にあたる地方公共団体の職員が、第二次スクリーニング（計画策定・地盤調査等）の実施方法に精通できていない。	○現時点では、第二次スクリーニングの実施例が少ないため、地方公共団体の職員に対して分かりやすく説明していくことが必要ではないか。
○実務にあたる地方公共団体の職員が、第二次スクリーニング（地盤調査等）の実施順位（どの盛土造成地から調査を進めていくべきか）を理解できていない。	○地方公共団体がほとんど着手していない現在の段階では、まずは取組を促していくための優先順位をより分かりやすく示す必要があるのではないかと。 〔より分かりやすい優先順位の示し方（案）〕 ・まず、基礎資料整理により、造成年代が古いものに注目すること ・その上で、現地踏査により、以下に該当するものに注目すること。 - 盛土や擁壁の形状や構造が、標準的なものではないこと - 宅地地盤・擁壁・のり面に変状が生じていること - 盛土内に地下水が存在すること - 盛土の下に不安定な土層があること等
○地方公共団体において、第二次スクリーニング（計画策定・地盤調査等）を実施するにあたっての人員、体制の確保が課題となっている。	○既往の予防対策の事例では、変状が生じている盛土について対策が行われたこともふまえて、現に生じている盛土の変状を、住民やボランティアの力も活用して監視・点検する体制を構築すべきではないか。また、その動きを加速するための方策にはどのようなものがあるか。 
○地方公共団体としての調査の優先順位が低く、調査に着手していない盛土造成地については、安全性が明らかにならず、住民の不安が解消されない。	○行政による調査だけでなく、住民自らが自分の盛土・擁壁等を点検できる仕組み・支援方策を検討すべきではないか。
○地方公共団体において、予防対策にどこまで行政が関わるべきかの判断ができていないことが、第二次スクリーニング（地盤調査等）に着手できないことの一因となっている。	○一定の危険性や公共性がある場合には、予防対策に行政がかかわる必要があるというメッセージを国から地方公共団体に対して出すことが必要ではないか。 〔一定の危険性・公共性についての着眼点（案）〕 ・被害の発生可能性が高い ・盛土上により多くの住戸等が存在している ・保全対象となる公共施設がより重要性がある ・現況の宅地の用途からみて予防対策を講じることがふさわしい ・まちづくり上重要な区域に存在する、地域を存続させるために予防対策の必要性がある 等
○第二次スクリーニング（計画策定・現場調査等）を順次進めていく他、地方公共団体による造成宅地防災区域の指定を円滑化・迅速化する方策の検討が必要ではないか。	○造成宅地防災区域の指定権限は、原則都道府県又は政令市・中核市が有することとされているが、市町村側に宅地防災対策の取組を一層推進したい意向がある場合には、市町村への権限委譲をさらに進めることにより、区域指定が円滑化・迅速化されるのではないかと。 ○造成宅地防災区域の指定基準は、現状全国一律の基準（政令で盛土高さ5m以上等を規定）となっているが、市町村側に宅地防災対策の取組を一層推進したい意向がある場合には、地域の実情にあわせて基準を設定できるようにすることにより、きめ細やかな区域指定が行われるようになるのではないかと。
○上記の他、大規模盛土造成地マップの公表をふまえた、国民が理解しやすく、宅地の安全性確保に向けた取組が進むための対策が必要ではないか。	○宅地の安全確保方策について、民間の取組なども含め、最新情報の提供などを行うべきではないか。 ○宅地の安全性に関して国民がわかりやすい情報提供のあり方を検討すべきではないか。 〔情報提供の例〕 ・宅地の安全対策に関する広報 ・安全な宅地へのマーク等の付与 等 ○国民が宅地安全について相談しやすい体制の整備が必要ではないか。 ○宅地安全に関して、専門家・事業者の育成や情報提供が必要ではないか。